

医療施設に係る規制の在り方関係資料

- 有床診療所について・・・・・・・・・・・・P. 1~P. 9
- 医療機関における建物、設備の共同利用について・・・P. 10~P. 14
- 検体検査の質を確保するための基準について・・・・P. 15~P. 19

有床診療所について

1. 審議会等におけるこれまでの議論

- 「医療分野における規制改革に関する検討会」報告書（平成16年1月29日）

II 医療に関する規制の将来のあり方

2. 主要な規制のあり方

(3) 医療機関の管理・運営

- ① 医療機関の管理・運営については、医療法に基づき、厚生労働省令において人員配置や構造設備、更には一定の業務委託に係る基準等が定められている。

④ 現状においては情報提供に基づく患者による選択のみでは十分な医療の質が確保されることは言えないことから、医療機関における人員配置、構造設備に係る一定の規制は必要と考えられる。今後更に、医療機関の種類や職種ごとに、患者の安全や医療の質を確保する観点に立って、医療の現場の実態、労働者保護などの他の規制との関係なども勘案しながら、これらの規制のあり方を検討していく必要がある。

⑥ また、現行の医療法においては、病院と診療所の種々の規制の違いがあるが、多様なニーズに柔軟に対応するとの観点から、有床診療所のあり方を含め、これを見直すことも考えられる。

2. 有床診療所に関する現行の規制等

- ◆ 医療法では、患者に医療を提供する施設として、病院と診療所について規定している。
病院は、患者を入院させ、十分な科学的医療を行うことを主たる目的としているのにに対して、診療所は、主としてプライマリケアを担う機関として期待されている。

◎ 医療法第1条の5

第1条の5 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のための施設を有するもの又は歯科医業を行いう場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものである。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができることを目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のための施設を有するもの又は歯科医業を行いう場所であつて、患者を入院させるための施設を有するものをいう。

- ◆ 有床診療所は、診療所のうち19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいうが、診療所は本来患者を入院させて診療を行うものではないことから、医療法では、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者について48時間を超えて入院させて入院させないよう、努力義務が課されている。

◎ 医療法第13条

第13条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を48時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。ただし、療養病床に入院している患者については、この限りでない。

(参考) 平成16年2月19日 厚生労働省医政局総務課長通知（趣意）

「医師が、患者の病状等を十分に検討した結果、当該診療所において引き続き治療を受けることが適切であると判断した場合は、医療法第13条の『診療上やむを得ない事情がある場合』に該当すると考えられる。」

◆ 有床診療所は、入院のための設備を有するものの、本来入院をさせて医療を行うことを目的とする医療施設ではないため、人員配置や構造設備基準について病院に比べ緩くなっている。

※ 特に、医師の人員配置については、有床診療所に配置が義務付けられているのは、管理者たる医師 1 名のみであり、また、医師の宿直義務も課されていない。その他の医療従事者についても、療養病床を有しない有床診療所には、配置義務はない。

| | 有床診療所（療養病床でないもの） | 病院（一般病床・新設） |
|------------------------|--|---|
| 基本理念 | 特に医療法上に規定はないし | 病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。（医療法第1条の5第1項） |
| 病室面積 | 4.3m ² 以上／人 | 6.4m ² 以上／人 |
| 廊下幅 | 10床未満：基準なし 〔10床以上：1.2m（両側居室1.6m）〕 | 1.8m（両側居室2.1m） |
| 設備 | 基準なし | ・各科専門の診察室　・手術室　・処置室 ・臨床検査施設　・エックス線装置　・調剤所 等 |
| 医師の宿直義務 | なし（都道府県の立入検査時に適宜指導） | あり |
| 人員配置 (対入院者) | 医師 1人 | 医師 16 : 1 (最低3人) 看護職員 3 : 1 薬剤師 70 : 1 |
| 人員配置 (外来患者) | 基準なし ※ 診療所1カ所平均 外来患者数 約48.3人／日 処方箋 約26.2枚／日 | 医師 40 : 1 (耳鼻科・眼科以外) 看護職員 30 : 1 薬剤師 75 (外来方箋) : 1 |
| 専属薬剤師 | 医師の勤務が常時3人未満の場合は基準なし | 必置 |
| 医師開設の場合の手続 | 都道府県知事等への届出 | 都道府県知事の許可 |
| 基準病床数制度 | 適用なし | 適用あり |
| 立入検査 | 都道府県等の判断により実施 | 原則年1回 |

- ◆ 有床診療所の病床（療養病床を除く。）については、医療法が診療所における患者の長期入院を予定していないなど病院の病床等とはその機能を異にしていることから、医療法による基準病床数制度の対象外とされている。
- ◆ 有床診療所に対する診療報酬上の評価については、医師の配置や構造設備等の基準が緩いことから、病院と比べ低く設定されている。

◎ 診療報酬上の評価

| | |
|--|--|
| 入院基本料（+初期加算） | |
| ※ 病院・診療所とともに、1日当たりの入院基本料及び初期加算（病院については14日以内の入院期間、診療所については7日以内の入院期間に対する加算）を合算したもの | |
| ・ 病院（一般病棟） | <u>1, 661点</u> （平均在院日数が短いグループ（1群）のうち、平均在院日数が最も短く、看護職員配置（看護職員数に対する看護師割合を含む。）が最も手厚いもの（入院基本料1）） |
| 平均在院日数 | 21日以内 |
| 看護職員配置 | 2:1以上（入院患者数に対する看護職員の配置割合） |
| 看護師比率 | 7割以上（看護職員の最小必要数に対する看護師の割合） |
| 1, 223点 | （平均在院日数が短いグループ（1群）のうち、看護職員配置（看護職員数に対する看護師割合を含む。）が最も低いもの（入院基本料5）） |
| 平均在院日数 | 28日以内 |
| 看護職員配置 | 4:1以上（入院患者数に対する看護職員の配置割合） |
| 看護師比率 | 4割以上（看護職員の最小必要数に対する看護師の割合） |
| 712点 | （看護配置の届出のあるグループ（1群）のうち、看護職員数が最も多いもの（入院基本料1）） |
| 看護職員配置 | 10名以上（当該診療所（療養病床を除く）における看護職員数） |

3 有床診療所の現状

- ◆ 有床診療所は、平成15年10月1日現在で、15,371か所であり、診療所の約16%を占める。無床診療所の施設数が増加傾向であるのに対し、有床診療所の施設数は、減少傾向(療養病床を有する有床診は増加傾向だが最近は横ばい。)。有床診療所の病床数は、療養病床が増加傾向(最近は横ばい)であるのに対し、「その他の病床」は減少傾向。

診療所の施設数（平成15年「医療施設調査」）

| | 平成11年 1999 | 平成12年 2000 | 平成13年 2001 | 平成14年 2002 | 平成15年 2003 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 診療所 | 91,500 | 92,824 | 94,019 | 94,819 | 96,050 |
| うち有床診療所 | 18,487 | 17,853 | 17,218 | 16,178 | 15,371 |
| うち療養病床 を有するもの | 1,795 | 2,508 | 2,571 | 2,675 | 2,639 |
| うち無床診療所 | 73,013 | 74,971 | 76,801 | 78,641 | 80,679 |
| (参考) | | | | | |
| | 平成11年 1999 | 平成12年 2000 | 平成13年 2001 | 平成14年 2002 | 平成15年 2003 |
| 病院 | 9,286 | 9,266 | 9,239 | 9,187 | 9,122 |

有床診療所における病床数の推移（平成15年「医療施設調査」）

| | 病床数 | | | | 構成割合(%) |
|--------|-----------------|----------------|----------------|----------------|------------|
| | 平成12年 (2000) | 平成13年 ('01) | 平成14年 ('02) | 平成15年 ('03) | |
| 有床診療所 | 216,755 | 209,544 | 196,596 | 187,894 | 100 ('03) |
| 療養病床 | 22,786 | 23,684 | 24,880 | 24,840 | 12.7 ('03) |
| その他の病床 | 193,969 | 185,860 | 171,716 | 163,054 | 87.3 ('03) |

◆ 主たる診療科別の構成割合は、「内科」、「産婦人科、産科、婦人科」、「外科」、「整形外科」、「眼科」の順となつて いる。

主たる診療科別有床診療所数（平成14年「医療施設調査」）

| 主たる診療科 | 有床診療所数 (%) |
|-------------|---------------|
| 総数 | 16,178 100.0% |
| 内科 | 5,256 32.5% |
| 産婦人科、産科、婦人科 | 3,669 22.7% |
| 外科 | 1,806 11.2% |
| 整形外科 | 1,654 10.2% |
| 眼科 | 1,165 7.2% |
| 消化器科（胃腸科） | 744 4.6% |
| 耳鼻いんこう科 | 365 2.3% |
| 泌尿器科 | 328 2.0% |
| 小兒科 | 280 1.7% |
| 循環器科 | 200 1.2% |
| 脳神経外科 | 187 1.2% |

(以下 略)

- ◆ 有床診療所の入院患者の年齢別構成割合は、「その他の病床」においても「65歳以上」が最多（57.2%（療養病床では86.9%））で、「25歳～34歳」が15.1%で続いている。

有床診療所における入院患者の年齢別構成割合（平成14年「患者調査」）

| | 有床診療所 | | | 病院 | | |
|-------|--------|--------|--------------|-------|--------|--------|
| | 総数 | 療養 | その他 | 総数 | 療養 | その他 |
| 0～14 | 1.6% | 0.0% | 2.1% | 0～14 | 2.6% | 0.1% |
| 15～24 | 3.4% | 0.6% | 4.2% | 15～24 | 2.1% | 0.2% |
| 25～34 | 12.2% | 1.9% | <u>15.1%</u> | 25～34 | 4.5% | 0.4% |
| 35～44 | 4.2% | 1.3% | 5.1% | 35～44 | 5.0% | 0.6% |
| 45～54 | 5.6% | 3.8% | 6.1% | 45～54 | 10.4% | 2.2% |
| 55～64 | 9.3% | 5.6% | 10.2% | 55～64 | 15.1% | 6.0% |
| 65～ | 63.7% | 86.9% | <u>57.2%</u> | 65～ | 60.3% | 90.5% |
| 総計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 総計 | 100.0% | 100.0% |

- ◆ 有床診療所の平均在院日数は、「その他の病床」が16.6日、療養病床が56.8日。「その他の病床」の退院患者について在院期間の構成割合を見ると、「0~14日」が最も多く78.5%を占める。さらに細かく見ると、在院期間が「1日」(12.4%)、「5日」(12.0%)、「6日」(11.8%)の場合が多くなっている。また、在院期間が1月を超える患者も11.7%にのぼっている。

有床診療所の在院期間の状況

① 施設・病床種別毎の在院期間の構成割合（平成14年「患者調査」）

| | 平均在院日数 | 0~14日 | 15~30日 | 1~3月 | 3~6月 | 6月以上 |
|---------------------|--------|-------|--------|------|------|------|
| 有床診療所 (127.1千人) | 19.0日 | 76.5 | 9.8 | 9.8 | 2.6 | 1.1 |
| その他の病床 (119.4千人) | 16.6日 | 78.5 | 9.6 | 8.7 | 2.2 | 0.8 |
| 療養病床 (7.8千人) | 56.8日 | 45.4 | 13.7 | 25.9 | 8.6 | 5.7 |

| | 40.1日 | 59.8 | 18.4 | 15.6 | 3.6 | 2.2 |
|-------------------|--------|------|------|------|------|------|
| 病院 (1064.0千人) | 40.1日 | 59.8 | 18.4 | 15.6 | 3.6 | 2.2 |
| 一般病床 (993.0千人) | 24.0日 | 62.7 | 18.9 | 14.7 | 2.5 | 0.9 |
| 療養病床 (37.3千人) | 195.9日 | 18.8 | 9.7 | 28.3 | 20.2 | 22.6 |

② 有床診療所の「その他の病床」の在院期間（0~14日）の状況（平成14年「患者調査」）

| 0日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14日 | 合計 |
|-----|------|-----|-----|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 4.6 | 12.4 | 4.8 | 3.6 | 7.5 | 12.0 | 11.8 | 6.6 | 3.0 | 2.5 | 3.1 | 2.3 | 1.6 | 1.3 | 1.6 | 78.5% |

4 有床診療所に係る主な論点

- 有床診療所の「その他の病床」における平均在院日数が 16.6 日と長くなっている現状を踏まえ、医療法の 48 時間の入院期間制限や人員配置等の基準のあり方をどのように考えるべきか。
- 有床診療所の機能には、産婦人科・産科を標榜する有床診療所や病院と同様の専門的な手術を行う有床診療所、慢性期の患者を受け入れる有床診療所など、機能の異なる様々な診療所が存在することから、これらの機能の違いを踏まえた規制のあり方について、どのように考えるべきか。
- その他（基準病床数制度や診療報酬 等）